

ご遺族のための手続き案内
～おくやみハンドブック～



四街道市役所 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 ☎ 043(421)2111(代表)

ご遺族のみなさまへ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

四街道市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと、その他一般的な手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てることを願っております。

四街道市長 鈴木 陽介

市役所での手続きチェックリスト	P.2
市役所での手続き	P.5
市役所以外での主な手続き一覧	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
法定相続情報証明制度について	P.40
委任状	P.41
(年金に関するお手続きには使用いただけません)	
戸籍の全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）等郵送請求書	P.42
ご遺族メモ	P.43

確認事項(亡くなられた方について)		該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
その他	市営靈園使用者が亡くなられた	<input type="checkbox"/>	一般墓地使用権承継届の提出	環境政策課 ☎ 043-421-6131	P.30
	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	犬の登録事項変更届出書の提出		
	森林法に係る森林の土地を所有していた	<input type="checkbox"/>	森林の土地所有者届出書の提出	産業振興課 ☎ 043-421-6133	P.31
	市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	承継入居承認申請書の提出		P.32
		<input type="checkbox"/>	同居者異動届出書の提出		
		<input type="checkbox"/>	退去届出書の提出		
	居住者が亡くなり空き家になった	<input type="checkbox"/>	空家等相談業務申込書の提出	農業委員会 ☎ 043-421-6155	P.33
	農地を所有していた	<input type="checkbox"/>	農地法による届出書の提出		
	水道料金・下水道使用料の請求先名義人だった	<input type="checkbox"/>	請求先名義人の変更	経営業務課 ☎ 043-421-3683 【手続きに関する】 ヴェオリア・ジェネッツ (株)四街道営業所 ☎ 043-433-1414	P.34
	給水装置の所有者だった	<input type="checkbox"/>	給水装置所有者変更届の提出		P.35
	ごみの戸別収集を利用していた	<input type="checkbox"/>	戸別収集中止届出書の提出	クリーンセンター ☎ 043-432-8527	
	生産緑地地区の指定を受けていた	<input type="checkbox"/>	生産緑地に係る所有権移転等報告書の提出	都市計画課 ☎ 043-421-6141	
	「こども110番の家」に登録している代表者だった	<input type="checkbox"/>	担当窓口へ連絡	青少年育成センター ☎ 043-421-7867 学区の小学校	P.36

memo

住民票

印鑑登録をしていた

◇印鑑登録証（カード）の返却

印鑑登録証をお持ちの方が亡くなられた場合、印鑑登録は自動的に登録が抹消されます。印鑑登録証を返却していただかず、裁断してください。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方、または相続人

担当窓口

窓口サービス課 ④番窓口 ☎ 043-421-6108

持ち物

- ・亡くなられた方の印鑑登録証

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

◇マイナンバーカード・住民基本台帳カードの返却

亡くなられた方のマイナンバーカード・住民基本台帳カードは、失効されます。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却していただかず、裁断してください。

※相続の手続き等で亡くなられた方のマイナンバーが求められる場合があります。諸手続きが終わるまで、マイナンバーカードはお手元で保管してください。すべての手続きが終わりましたら、マイナンバーカードを返却していただかず、裁断してください。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方、または相続人

担当窓口

窓口サービス課 ④⑥番窓口 ☎ 043-421-6108

持ち物

- ・亡くなられた方のマイナンバーカード
- ・亡くなられた方の住民基本台帳カード

memo

世帯主が亡くなられた

◇世帯主変更の届出

亡くなられた方が世帯主であった場合で、同世帯に残された15歳以上の方が2名以上いるときは、世帯主変更の届出が必要です。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方

担当窓口

窓口サービス課 ④番窓口 ☎ 043-421-6108

持ち物

- ・本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状
(届出人が亡くなられた方と別世帯の場合)

期 限

亡くなられた日から14日以内

【世帯主変更について】



※QRコード対応の携帯電話もしくはスマートフォンにより、QRコードを撮影するとアドレス入力なしで、説明サイトにアクセスできます。

※QRコードの撮影方法は、お手持ちの携帯電話もしくはスマートフォンの説明書をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険に加入していた①

◇葬祭費の支給申請

後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に千葉県後期高齢者医療広域連合より葬祭費として5万円が支給されます。

手続きできる方

葬祭を行った方（喪主）

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6126

持ち物

- ・後期高齢者医療葬祭費支給申請書
- ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証
- ・喪主及び亡くなられた方の名前が確認できる書類（会葬礼状、葬儀の領収書など）
※確認できる書類がない場合は、申立書を記入していただきます。
- ・喪主の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）
- ・喪主の印鑑

期　限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

※埋火葬のみを行った場合は、死体埋火葬許可証をお持ちください。

※葬祭費の受け取りを喪主以外の方にしたい場合は、委任状が必要です。

【葬祭費について】



後期高齢者医療保険に加入していた②

◇被保険者証、認定証などの返却

亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証や限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾患療養受療証を返却してください。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方、または相続人

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6126

持ち物

- ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 早めにお手続きください。
- ・亡くなられた方の限度額適用（・標準負担額減額）認定証
- ・亡くなられた方の特定疾患療養受療証

期　限

後期高齢者医療保険に加入していた③

◇高額療養費の支給申請

後期高齢者医療保険に加入している方が亡くなられ、その方が支払った医療費が高額療養費に該当した場合に、相続人代表者が受け取ることができる手続きです。

※対象者には申請書をお送りします。

手続きできる方

相続人代表者

持ち物

- ・後期高齢者医療高額療養費支給申請書
- ・申立書
(相続人代表者として受領することを申し立てるもの)
- ・相続人代表者の印鑑
- ・相続人代表者の振込口座のわかるもの
(金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど)

※高額療養費の受け取りを相続人代表者以外の方に
したい場合は、委任状が必要です。

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6126

期 限

診療月の翌月1日から2年以内

【高額療養費について】



後期高齢者医療保険に加入していた④

◇保険料の納付または還付

後期高齢者医療保険に加入している方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更されます。
変更後の保険料に未納がある場合には、納付が必要です。

※保険料が還付となる場合は、資格喪失手続きの翌月以降に還付手続きに関する通知をお送りします。

手続きできる方

相続人代表者

持ち物

- ・届出人の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・相続人代表者の振込口座のわかるもの
(金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど)

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6126

期 限

早めにお手続きください。

国民年金

国民年金に加入していた①

◇未支給年金の請求

受給権者（年金を受けていた方）が亡くなられたとき、まだ受け取っていない年金がある場合、未支給年金として、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる手続きです。

※遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の順に、先順位の遺族）

※国民年金のみ受給の場合は国保年金課、厚生年金受給者の場合は幕張年金事務所、共済年金受給者の場合は各共済組合または幕張年金事務所での手続きが必要です。

手続きできる方

遺族（生計を同じくしていた3親等以内の親族）

持ち物

- ・亡くなられた方の年金証書
- ・請求者の戸籍謄本（全部事項証明書）
※受給権者と請求者の身分関係がわかるもの
※追加の戸籍謄本が必要になる場合があります。
- ・請求者のマイナンバーがわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)
- ・請求者名義の振込口座のわかるもの
(金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど)
- ・請求者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)

期　限

最後の年金支給日の属する月の翌月の初日から5年以内

担当窓口

【国民年金のみ受給していた場合】

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-388-8400

【厚生年金、共済年金も受給していた場合】

幕張年金事務所 ☎ 043-212-8621(代表)

〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165(ナビダイヤル)

※050から始まる電話からかける場合は

☎ 03-6700-1165

【未支給年金について】



memo

国民年金に加入していた②

◇死亡一時金の請求

亡くなられた日の前日において、国民年金第1号被保険者として、保険料を3年以上納めていた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けることのないまま亡くなられた場合に、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる一時金の手続きです。

※遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の親族の順に、先順位の遺族）

※寡婦年金と死亡一時金のいずれかを選ぶことができます。

※遺族基礎年金を受け取ることができる方がいる場合は、死亡一時金を受け取ることはできません。

手続きできる方

遺族（生計を同じくしていた親族）

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-388-8400

持ち物

- ・亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・亡くなられた方の戸籍謄本（全部事項証明書）
または除籍謄本（死亡年月日が記載されているもの）
- ・請求者の戸籍謄本（全部事項証明書）※受給権者と請求者の身分関係がわかるもの
※追加の戸籍謄本が必要になる場合があります。
- ・請求者のマイナンバーがわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)
- ・請求者名義の振込口座のわかるもの
(金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど)
- ・請求者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)

【死亡一時金について】



期　限

亡くなられた日の翌日から2年以内

memo

国民年金

国民年金に加入していた③

◇遺族基礎年金の請求

次のいずれかに該当する方が亡くなられた場合に、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給される遺族基礎年金の請求手続きです。

- ①国民年金の被保険者であった方
- ②国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった方
- ③老齢基礎年金の受給権者で受給資格期間が25年以上ある方
- ④老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

※①・②は、納付要件あり

※「子」とは、18歳に達した年度末になるまでのお子さん、または1級・2級の障がいのあるお子さんの場合は20歳になるまでです。

手続きできる方

遺族（子のある配偶者または子）

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-388-8400

持ち物

- ・亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・請求者の戸籍謄本（全部事項証明書）※亡くなられた方と請求者の身分関係がわかるもの
- ・請求者の年金証書（年金を受けている方のみ）
- ・死亡診断書または死体検案書の写し
- ・請求者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など）
- ・請求者名義の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）
- ・請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

支給事由が発生した日の翌日から5年以内

【遺族基礎年金について】



国民年金に加入していた④

◇寡婦年金の請求

亡くなられた日の前日において、国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上ある夫が亡くなられた場合、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に60歳から65歳までの間支給される寡婦年金の請求手続きです。

手続きできる方

遺族（妻）

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-388-8400

持ち物

- ・亡くなられた方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・請求者の戸籍謄本（全部事項証明書）※亡くなられた方と請求者の身分関係がわかるもの
- ・請求者の年金証書（年金を受けている方のみ）
- ・死亡診断書または死体検案書の写し
- ・請求者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など）
- ・請求者名義の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）
- ・請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

亡くなられた日の翌日から5年以内

【寡婦年金について】



国民健康保険

国民健康保険に加入していた①

◇葬祭費の支給申請

国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費として5万円が支給されます。

※他の健康保険から支給される場合、国民健康保険からは支給できません。

手続きできる方

葬祭を行った方（喪主）

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-2103

持ち物

- ・葬祭費支給申請書
- ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証
- ・喪主及び亡くなられた方の名前が確認できる書類（会葬礼状、葬儀の領収書など）
- ・喪主の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）

※埋火葬のみを行った場合は、死体埋火葬許可証をお持ちください。

※葬祭費の受け取りを喪主以外の方にしたい場合は、委任状が必要です。

期 限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

【葬祭費について】



memo

国民健康保険に加入していた②

◇被保険者証、認定証などの返却

亡くなられた方の国民健康保険被保険者証や限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証を返却してください。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方、または相続人

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6125

持ち物

- ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証
- ・亡くなられた方の限度額適用（・標準負担額減額）認定証
- ・亡くなられた方の特定疾病療養受療証

【国民健康保険の手続きについて】



期　限

亡くなられた日から14日以内

国民健康保険に加入していた③

◇高額療養費の振込先の変更（世帯主の方が亡くなられた場合）

国民健康保険に加入している世帯主が亡くなられ、その世帯の方が支払った医療費が高額療養費に該当した場合に、その世帯の新しい世帯主、または相続人代表者が受け取ることができる手続きです。

※対象者には申請書をお送りします。

手続きできる方

新しい世帯主、相続人代表者

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-2103

持ち物

- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
または国民健康保険高額療養費支給手続簡素化変更（解除）申請書

※高額療養費の受け取りを手続きできる方以外の方にしたい場合は、委任状が必要です。

期　限

早めにお手続きください。

国民健康保険

国民健康保険に加入していた④

◇保険税の納付または還付

国民健康保険に加入している方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険税が変更になることがあります。変更後の保険税に未納がある場合には、納付が必要です。

※保険税が還付となる場合は、資格喪失手続きの翌月以降に還付手続きに関する通知をお送りします。

手続きできる方

相続人代表者

持ち物

- 届出人の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 還付を受ける方の振込口座のわかるもの
(金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど)

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6125

期　限

早めにお手続きください。

国民健康保険に加入していた⑤

◇被保険者証などの修正 (世帯主の方が亡くなられた場合)

世帯主の方が亡くなられた場合、ご家族の国民健康保険被保険者証などの差し替えが必要となります。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方

担当窓口

国保年金課 ⑦⑧番窓口 ☎ 043-421-6125

持ち物

- 同じ世帯の方の国民健康保険被保険者証
- 同じ世帯の方の限度額適用（・標準負担額減額）認定証
- 同じ世帯の方の特定疾病療養受療証
- 世帯主と対象となる方のマイナンバーがわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票)
- 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)

【国民健康保険の手続きについて】

期　限

早めにお手続きください。



介護保険

被保険者証を持っていた

◇被保険者証などの返却

亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却してください。

手続きできる方

亡くなられた方の親族

担当窓口

高齢者支援課 ⑨番窓口 ☎ 043-388-8300

持ち物

- ・亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ・亡くなられた方の介護保険負担割合証
- ・亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証

期　限

早めにお手続きください。

介護保険被保険者（65歳以上）だった

◇保険料の納付または還付

介護保険に加入している方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更になることがあります。変更後の保険料に未納がある場合には納付が必要です。

※保険料の還付がある場合は、資格喪失の翌月以降に還付手続きに関する通知をお送りします。

手続きできる方

相続人代表者

担当窓口

高齢者支援課 ⑨番窓口 ☎ 043-388-8300

持ち物

- ・請求者名義の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

高齢者福祉関係

緊急通報装置を利用していた

◇緊急通報装置の返却

緊急通報装置の設置を受けていた方が亡くなられた場合、緊急通報装置を返却してください。

手続きできる方

亡くなられた方の親族

担当窓口

高齢者支援課 ⑨番窓口 ☎ 043-421-6128

持ち物

- ・設置されていた緊急通報装置

※事前に担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

介護用品引換券の給付を受けていた

◇介護用品引換券の返却

介護用品引換券の給付を受けていた方が亡くなられた場合、介護用品引換券を返却してください。

手続きできる方

亡くなられた方の親族

担当窓口

高齢者支援課 ⑨番窓口 ☎ 043-421-6128

持ち物

- ・在宅要介護認定者等介護用品受給状況変更届
- ・介護用品引換券（未使用の場合）

期　限

早めにお手続きください。

福祉タクシー利用券の交付を受けていた

◇福祉タクシー利用券の返却

福祉タクシー利用券の交付を受けていた方が亡くなられた場合、福祉タクシー利用券を返却してください。

手続きできる方

亡くなられた方の親族

担当窓口

高齢者支援課 ⑨番窓口 ☎ 043-421-6128

持ち物

- ・四街道市福祉タクシー対象者資格喪失届
- ・福祉タクシー利用券

期　限

早めにお手続きください。

見守りシールを利用していた

◇見守りシール支給申請内容変更(辞退)届出書の提出

見守りシールを利用されていた方が亡くなられた場合、見守りシール支給申請内容変更(辞退)届出書を提出してください。

手続きできる方

亡くなられた方の介護者など

担当窓口

高齢者支援課 ⑨番窓口 ☎ 043-421-6128

持ち物

- ・見守りシール支給申請内容変更(辞退)届出書

期　限

早めにお手続きください。

子ども関係

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成を受けていた

◇受給者変更などの届出

児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、受給資格者死亡届の提出と、新たに受給者となる方の認定請求手続きが必要です。

また、支給される手当が残っている場合、未支払手当の請求手続きが必要です。（死亡日の属する月の手当までが支給されます。）

※支給対象のお子さんが亡くなられた場合、資格喪失届または額改定届の提出が必要です。

手続きできる方

亡くなられた方の親族

担当窓口

子育て支援課 ⑩-2番窓口 ☎ 043-421-6124

持ち物

【受給資格者死亡届】

- ・児童扶養手当証書（証書が発行されている場合のみ）

【未支払請求】

- ・お子さん名義の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）

※認定請求手続きに必要な書類は、個々の状況により異なるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【児童扶養手当について】

期　限

亡くなられた日から14日以内

【ひとり親家庭等医療費について】



memo

児童手当・特例給付を受けていた

◇受給者変更などの届出

児童手当・特例給付の受給者が亡くなられた場合、新たに受給者となる方の認定請求手続きが必要です。また、支給される手当が残っている場合、未支払手当の請求手続きが必要です。

※支給対象のお子さんが亡くなられた場合、受給事由消滅届または額改定届の提出が必要です。

手続きできる方

新たに手当を受給する方

担当窓口

子育て支援課 ⑩-2番窓口 ☎ 043-421-6124

持ち物

【未支払請求】

- お子さん名義の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）

【認定請求】

- 申請者の健康保険被保険者証または年金加入証明書の写し（国民年金加入者は不要）
- 所得証明書（四街道市で所得情報が確認できる場合は不要）
- 申請者名義の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）
- 申請者のマイナンバーがわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※支給対象のお子さんが亡くなられた場合

【児童手当・特例給付について】

- 受給事由消滅届または額改定届

期　限

早めにお手続きください。



子ども関係

保育所へ入所している世帯

◇教育・保育給付認定変更申請書の提出

保育所などに入所している児童の保護者が亡くなられた場合や、児童と同居していた方が亡くなられた場合など、家族構成に変更があった場合には手続きが必要です。

手続きできる方

対象児童の保護者

担当窓口

保育課 ⑩-1番窓口 ☎ 043-421-2238

持ち物

- ・教育・保育給付認定変更申請書
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

幼稚園へ入園している世帯

◇施設等利用給付認定変更届の提出

幼稚園や認可外保育施設などの無償化認定を受けている園児の保護者が亡くなられた場合、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容について変更手続きが必要です。

手続きできる方

対象園児の保護者

担当窓口

保育課 ⑩-1番窓口 ☎ 043-379-5617

持ち物

- ・施設等利用給付認定変更届
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

こどもルームへ入所している世帯

◇家庭状況変動届の提出

こどもルームに入所している児童の保護者が亡くなられた場合や、児童と同居していた方が亡くなられた場合など、家族構成に変更があった場合には手続きが必要です。

手続きできる方

対象児童の保護者

担当窓口

保育課 ⑩-1番窓口 ☎ 043-379-5617

持ち物

- ・家庭状況変動届
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

障がい福祉関係

特別児童扶養手当を受けていた

◇受給者変更などの届出

亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、新たな受給者への変更手続きが必要です。

また、支給される手当が残っている場合、未支払手当の請求手続きが必要です。

※心身に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給される手当です。（所得制限あり）

※亡くなられた方が支給対象の児童であった場合、資格喪失の届出が必要です。

手続きできる方

受給資格者（父母または養育者）

担当窓口

障がい者支援課 ⑪番窓口 ☎ 043-421-6122

持ち物

※手続きに必要な書類は個々の状況により異なるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　　限

早めにお手続きください。

身体障害者手帳を持っていた

◇身体障害者手帳の返却

手帳所持者が亡くなられた場合、身体障害者手帳を返却してください。

手続きできる方

親族、保護者など

担当窓口

障がい者支援課 ⑪番窓口 ☎ 043-421-6122

持ち物

・亡くなられた方の身体障害者手帳

期　　限

早めにお手続きください。

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

◇精神障害者保健福祉手帳の返却

手帳所持者が亡くなられた場合、精神障害者保健福祉手帳を返却してください。

手続きできる方

親族、保護者など

担当窓口

障がい者支援課 ⑪番窓口 ☎ 043-421-6122

持ち物

- ・亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

期　限

早めにお手続きください。

療育手帳を持っていた

◇療育手帳の返却

手帳所持者が亡くなられた場合、療育手帳を返却してください。

手続きできる方

親族、保護者など

担当窓口

障がい者支援課 ⑪番窓口 ☎ 043-421-6122

持ち物

- ・亡くなられた方の療育手帳

期　限

早めにお手続きください。

障がい福祉関係

各手当、サービスなどを受けていた

◇資格の喪失・変更の届出

亡くなられた方が、特別障害者手当、障害児福祉手当、ねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当、または障がい者向けサービス（福祉タクシー他）を受けていた場合、資格喪失等の手続きが必要です。

手続きできる方

親族、保護者など

担当窓口

障がい者支援課 ⑪番窓口 ☎ 043-421-6122

持ち物

※手続きに必要な書類は、個々の状況により異なるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

memo

税関係

固定資産（土地・建物）を所有していた

◇現所有者の申告及び相続人代表者指定の届出

固定資産税（土地・建物）は、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。

固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人等が納税義務を引き継ぐことになりますので、現所有者や相続人代表者に関する手続きが必要です。

手続きできる方

相続人（現所有者）

持ち物

- ・相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

※相続登記が完了するまでの間、納税通知書等の固定資産税に関する書類を受領する相続人（現所有者）の代表者の申告が必要です。なお、手続きがなされない場合、市で代表者を決める手続きを行い、その方あてに書類をお送りします。

※この手続きは不動産登記の名義変更ではありません。法務局で相続登記の手続きが必要です。

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

【固定資産（土地・建物）の現所有者の申告等について】



担当窓口

【固定資産税・都市計画税に関すること】

課税課 ⑯番窓口

☎ 043-421-6116・6117

期　限

ご自身が相続人であることを知った日から
3か月以内

※3か月以内に別途法務局で相続登記を
される場合は課税課への届出は不要です。

担当窓口

【相続登記に関すること】

千葉地方法務局佐倉支局

☎ 043-484-1222（代表）

〒285-0811

佐倉市表町1-20-11

※四街道市内の不動産（土地・建物）の管轄法務局

◆令和6年4月1日から相続登記の申請
が義務化されました。

※詳しくはホームページをご覧いた
だくか、千葉地方法務局佐倉支局
にお問い合わせください。



memo

税関係

市県民税（住民税）・森林環境税（国税）を納付していた

◇相続人代表者指定届の提出または市県民税（住民税）・森林環境税（国税）の納付

市県民税（住民税）・森林環境税（国税）はその年の1月1日現在に住民登録のある方で、前年に一定額以上の収入があった場合に課税されます。

納稅義務者が亡くなられた場合、相続人の方が納付する必要があります。

持ち物

【賦課期日（1月1日）から賦課決定日（6月初旬）までに亡くなられた方】

- ・相続人代表者指定届の提出

※前年の収入額に応じて一年間分の市県民税・森林環境税が課税されますので、納稅通知書を送付する相続人の代表者を指定してください。

【賦課決定日（6月初旬）以降に亡くなられた方】

- ・納期限未到来分の納付

※送付済みの納付書を使用して、残りの市県民税・森林環境税をお支払ください。

※次年度の市県民税・森林環境税は課税されませんので、申告等は不要です。

担当窓口

課税課 ⑯番窓口 ☎ 043-421-6114

memo

軽自動車など(軽四輪自動車・オートバイ・原付など)を所有していた

◇名義変更または廃車の手続き

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の登録名義人に課税されます。年度途中に所有者でなくなった場合も月割りでの還付などはありません。

軽自動車などの所有者が亡くなられた場合は、名義変更の手続きまたは廃車手続きが必要です。

※所有していた自動車の種類によって、登録変更の手続きを行う機関が異なりますのでご注意ください。

期　限

年度内(3月末)までに各機関でお手続きください。

手続きできる方

相続人



◆125cc以下の原付バイクまたは小型特殊自動車など(標識番号が「四街道市」のもの)

持ち物

- ・標識交付証明書
- ・ナンバープレート(廃車する場合)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

担当窓口

課税課 ⑯番窓口 ☎ 043-421-6114

※住民登録から相続人であるとの確認ができない場合は戸籍謄本(全部事項証明書)などが必要になります。

◆125cc超のオートバイ(標識番号が「千葉」のもの)または「千葉99」の農耕用作業車

その他

市役所では手続きができません。

右記機関へお問い合わせのうえ、お手続きしてください。

担当窓口

関東運輸局千葉運輸支局
☎ 050-5540-2022
〒261-0002
千葉市美浜区新港198

◆軽四輪自動車

その他

市役所では手続きができません。

右記機関へお問い合わせのうえ、お手続きしてください。

担当窓口

軽自動車検査協会千葉事務所
☎ 050-3816-3114
〒261-0002
千葉市美浜区新港223-8

税関係

登録自動車（普通車）を所有していた

◇名義変更または廃車の手続き

自動車などの所有者が亡くなられた場合は、名義変更の手続きまたは廃車手続きが必要です。

お手続きによって、月割りでの還付が発生する場合があります。詳しい要件などについては担当機関へお問い合わせください。

その他

市役所では手続きができません。
右記機関へお問い合わせのうえ、早めにお手続きしてください。

担当窓口

【名義登録に関すること】
関東運輸局千葉運輸支局
☎ 050-5540-2022
〒261-0002
千葉市美浜区新港198

【税金に関すること】
佐倉県税事務所
☎ 043-483-1150
〒285-8503
佐倉市鎧木仲田町8-1（印旛合同庁舎内）

固定資産税、市県民税、軽自動車税の口座振替を利用していた

◇振替口座の変更・廃止

亡くなれた方の口座から、市税を振り替えていた場合は、振替口座の変更または廃止の手続きが必要です。

手続きできる方

相続人

担当窓口

収税課 ☎ 043-421-2252

【口座振替について】



持ち物

- ・口座振替変更は納稅義務者（亡くなった方を含む）の印鑑
- ・新しく登録する振替口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）、通帳印
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※口座振替変更の手続きについては、「市税等口座振替兼自動払込申請書」を金融機関に提出していただく必要があります。

期限

早めにお手続きください。

その他

市営霊園使用者が亡くなられた

◇一般墓地使用権承継届の提出

市営霊園の一般墓地（普通墓地・芝生墓地）の墓地使用者の方が亡くなられた場合、祭しの承継者による承継の手続きが必要です。

手続きできる方

祭しの承継者（祭しの承継者がいないときは、墓地使用者の縁故者）

担当窓口

環境政策課 ☎ 043-421-6131

【一般墓地（普通墓地・芝生墓地）の使用者承継手続きについて】

持ち物

- ・一般墓地使用権承継届
- ・一般墓地使用許可証書換申請書
- ・承継する方の住民票（世帯全員分で、本籍・続柄が記載されたもの）
- ・承継する方の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・亡くなられた方の戸籍謄本（全部事項証明書）または除籍謄本（死亡年月日が記載されているもの）
- ・一般墓地使用許可証（紛失した場合は「再交付申請書」）
- ・同意書（亡くなられた方の子が承継する場合、承継する方の兄弟姉妹及び亡くなられた方の配偶者分）
- ・緊急連絡先（住民登録上、単身者世帯の方が承継する場合）
- ・委任状（代理の方が手続きを行う場合）



期　限

亡くなられた日から1年以内

（一般墓地使用許可証を紛失されている場合で、納骨予定がある場合にはお早めにお手続きください。）

その他

犬を飼っていた

◇犬の登録事項変更届出書の提出

犬の飼い主が亡くなられた場合、新たな飼い主による登録変更手続きが必要です。

※飼い犬のマイクロチップ情報を下記の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録されている場合は、サイトからお手続きください。

手続きできる方

新たな飼い主

持ち物

- ・犬の登録事項変更届出書
- ・本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)

期　限

早めにお手続きください。

担当窓口

環境政策課 ☎ 043-421-6131

◆マイクロチップの登録先
犬と猫のマイクロチップ
情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会
<https://reg.mc.env.go.jp>



森林法に係る森林の土地を所有していた

◇森林の土地所有者届出書の提出

相続により森林の土地を新たに取得された方は、届出が必要です。

手続きできる方

相続人

持ち物

- ・森林の土地所有者届出書
- ・位置を示す地図
- ・登記事項証明書や相続分割協議の目録などの権利を取得したことがわかる書類の写し

担当窓口

産業振興課 ☎ 043-421-6133

期　限

権利取得後90日以内

【森林法に係る森林の土地の所有者届出について】



市営住宅に入居していた①

◇承継入居承認申請書の提出

市営住宅に住んでいる名義人の方が亡くなられ、引き続き入居する場合、承継手続きが必要です。
※承継入居の条件を満たす必要があります。

手続きできる方

同居人

担当窓口

建築課 ☎ 043-421-6147

持ち物

- ・承継入居承認申請書
- ・同居者異動届出書
- ・入居者が亡くなられた場合は、その戸籍抄本（個人事項証明書）
- ・承継入居する同居親族の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・敷金の返還先の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）

※手続きに必要な書類は、個々の状況により異なるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

市営住宅に入居していた②

◇同居者異動届出書の提出

市営住宅に住んでいる方が亡くなられ、引き続き入居する場合、異動の手続きが必要です。

手続きできる方

同居人

担当窓口

建築課 ☎ 043-421-6147

持ち物

- ・同居者異動届出書
- ・異動したことを証する書類

期　限

早めにお手続きください。

その他

市営住宅に入居していた③

◇退去届出書の提出

市営住宅に住んでいる方が亡くなられた場合、退去の手続きが必要です。

手続きできる方

親族、同居人

担当窓口

建築課 ☎ 043-421-6147

持ち物

- ・退去届出書
- ・敷金の返還先の振込口座のわかるもの（金融機関の預貯金通帳、キャッシュカードなど）

期　限

早めにお手続きください。

居住者が亡くなり空き家になった

◇空家等相談業務申込書の提出

居住者が亡くなり空き家になった場合、建物の管理や売却・相続等に関する相談先を紹介します。

手続きできる方

相続人

担当窓口

建築課 ☎ 043-421-6147

持ち物

- ・空家等相談業務申込書

【空き家に関する
相談について】



memo

農地を所有していた

◇農地法による届出書の提出

相続により農地の権利を取得した場合は、届出が必要です。

手続きできる方

相続人

担当窓口

農業委員会 ☎ 043-421-6155

持ち物

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- ・相続した農地がわかる書類（固定資産税の納税通知など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・相続人が確認できる書類（遺産分割協議書の写しなど）
- ・委任状（代理の方が手続きを行う場合）

【農地法による届出について】

期　限

権利を取得したことを知った日から10か月以内



水道料金・下水道使用料の請求先名義人だった

◇請求先名義人の変更

相続により債権債務を引き継ぐ場合は、中途精算を伴わずに名義人変更の手続きができます。

債権債務を引き継がない場合は、使用中止の手続きにより料金等を清算の上、改めて使用開始の手続きが必要です。

手続きできる方

相続人、新使用者

担当窓口

経営業務課 ☎ 043-421-3683

手続先

ヴェオリア・ジェネッツ（株）四街道営業所
☎ 043-433-1414へご連絡ください。

期　限

早めにお手続きください。

その他

給水装置の所有者だった

◇給水装置所有者変更届の提出

給水装置を所有していた方が亡くなられた場合、所有者変更の手続きが必要です。

手続きできる方

相続人

担当窓口

水道課
☎ 043-421-3333

持ち物

- ・給水装置所有者変更届

※事前に担当窓口にお問い合わせください。

期　限

早めにお手続きください。

ごみの戸別収集を利用していた

◇戸別収集中止届出書の提出

ごみの戸別収集を利用していた方が亡くなられた場合、中止の手続きが必要です。

※戸別収集中止届出書の提出は、戸別収集を申し込んだ課で行ってください。

手続きできる方

相続人、ケアマネジャーなど

担当窓口

◆戸別収集の制度に関する
クリーンセンター ☎ 043-432-8527

持ち物

- ・戸別収集中止届出書

◆手続き窓口

- ・高齢者支援課 ☎ 043-421-6128
- ・障がい者支援課 ☎ 043-421-6122
- ・廃棄物対策課 ☎ 043-421-6132

期　限

早めにお手続きください。

【戸別収集について】



生産緑地地区の指定を受けていた

◇生産緑地に係る所有権移転等報告書の提出

都市農地（市街化区域内の農地）で、生産緑地地区に指定していた場合は、所有権が移転した旨の手続きが必要です。また、農地として維持することが難しい場合は、生産緑地の買取申出手続きが必要です。

手続きできる方

相続人

担当窓口

都市計画課 ☎ 043-421-6141

持ち物

- ・生産緑地に係る所有権移転等報告書

※手続きに必要な書類は、個々の状況により異なるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

期　限

亡くなられた日から概ね6か月以内に報告書を提出してください。

※買取申出を行う場合は、亡くなられた日から1年以内に手続きが必要です。

「こども110番の家」に登録している代表者だった

◇担当窓口へ連絡

「こども110番の家」に登録している代表者の方が亡くなられた場合、同居のご家族へ代表者の変更が必要です。なお、家族構成が変更になったことで、「こども110番の家」の協力を継続することが難しい場合は、辞退の連絡が必要です。

手続きできる方

亡くなられた方と同居のご家族、または親族

担当窓口

- ・青少年育成センター ☎ 043-421-7867
- ・学区の小学校

期　限

早めにお手続きください。

【こども110番の家について】



市役所以外での主な手続き一覧

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	四街道警察署 ☎ 043-432-0110 千葉運転免許センター ☎ 043-274-2000
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	印旛保健所（健康福祉 センター）へお問い合わせ ください。	印旛保健所 (印旛健康福祉センター) ☎ 043-483-1135
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
自転車駐車場を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除には手続き が必要です。 (公財)四街道市地域振 興財団へお問い合わせ ください。	(公財)四街道市 地域振興財団 ☎ 043-423-1421

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	成田税務署 ☎ 0476-28-5151
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など ※義務化されました	千葉地方法務局佐倉支局 ☎ 043-484-1222
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHK ふれあいセンター ☎ 0120-15-1515 (フリーダイヤル)
その他利用サービス (新聞、定期購読物、オンラインサー ビスなど)	<input type="checkbox"/>		各契約会社
未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>	厚生年金・共済年金を 受給していた	幕張年金事務所 ☎ 043-212-8621(代表)

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	<p>相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。</p> <p>※本籍地のみで交付していた戸籍謄本などの証明書が、最寄りの市町村窓口での請求が可能になりました。詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。</p> <p>※法定相続情報証明制度(P.40)もご参照ください。</p>
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		<p>自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。</p> <p>公正証書遺言は、お近くの公証役場にお問い合わせください。</p>
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で亡くなられた方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所への申述が必要となります。申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。相続申述書の作成など必要な対応があるため、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から亡くなれた日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなれた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。被相続人の住所地を管轄する税務署にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	<p>各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告と納税をしなければなりません。被相続人の住所地を管轄する税務署にご確認ください。</p> <p>基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数</p>

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、

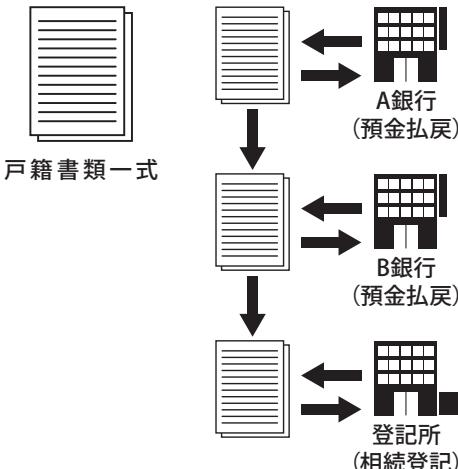
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

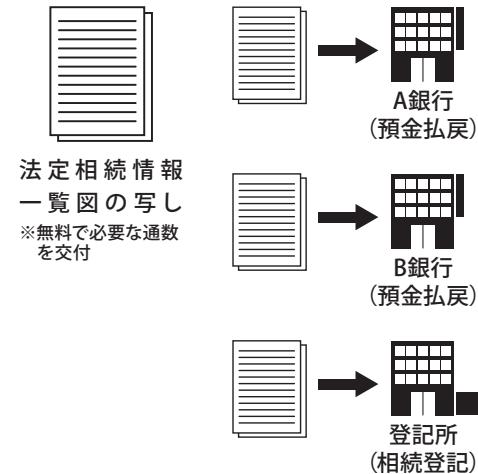
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

委任状

代 理 人 (頼まれた人)	住 所			
	氏 名	印		
	生年月日 西暦・大正・昭和・平成・令和	年	月	日生

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

○委任する事項（該当する箇所に□をつけてください。）

1 (故人) の死亡に伴う次の事項に関する権限

戸籍証明書の交付申請及び受領の権限

((故人)) の が記載されているもの

□

□

2 (委任者) の次の事項に関する権限

住民異動届（世帯主の変更等）の届出に関する権限

住民票の交付申請及び受領の権限

戸籍証明書の交付申請及び受領の権限

((委任者)) の が記載されているもの

□

□

令和 年 月 日 (委任状を書いた日)

委任者 (頼んだ人)	住 所			
	氏 名	印		
	電話番号	()		

※必ず委任する方の自署にて作成してください。

※委任者のご署名は当市に登録されている氏名をお願いします(外国人の方の場合、住民票上のアルファベット、通称名・併記漢字氏名を登録されている方は、それらの氏名等)。

※コピーしてお使いください

戸籍の全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）等郵送請求書

長 宛て

令和 年 月 日（請求書を書いた日）

私は、下記のものを添付して、（故人・相続人等）
の戸籍証明書等を下記のとおり請求します。

記

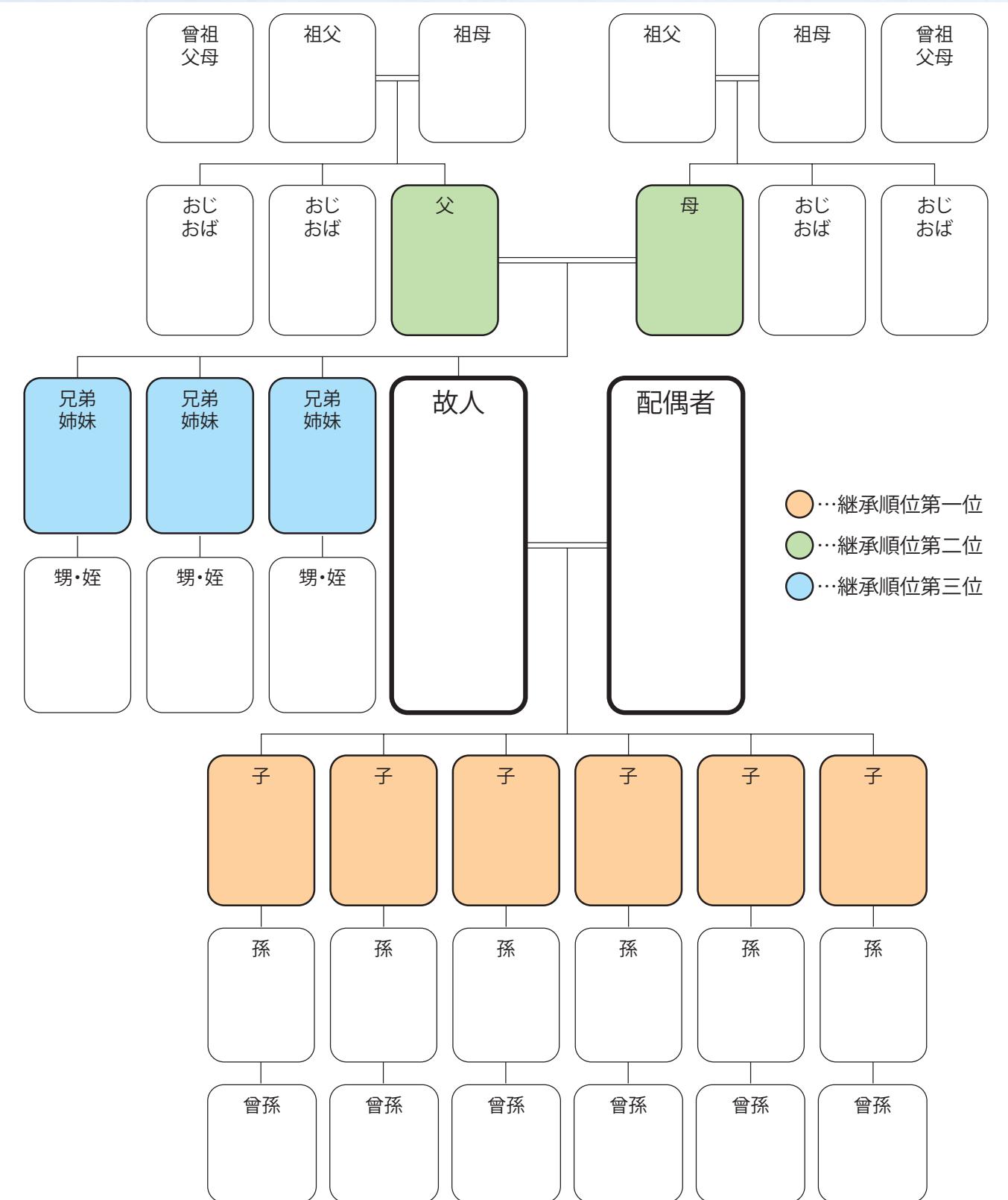
□欄	添付書類（※すべて揃えてください。）
<input type="checkbox"/>	戸籍の全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）等郵送請求書
<input type="checkbox"/>	返信用封筒（切手を貼り、請求者の住所・氏名を記載したもの）
<input type="checkbox"/>	定額小為替（郵便局で購入してください。）
<input type="checkbox"/>	本人確認書類のコピー (写真つきの官公署が発行したものは1種類、それ以外は2種類必要です。) (例) 1種類でよいもの：マイナンバーカード・運転免許証等 2種類必要なもの：健康保険証・年金手帳・年金証書等

請求者 (自分)	住 所			
	氏 名			
	電話番号	()	(昼間の連絡先)	
	故人・相続人等との続柄	父・母・子・その他 ()		
故人・相続人等 (自分又は必要な方のもの)	本 籍			
	氏 名			
	筆頭者			
必要な戸籍 証明書等	戸 籍	全部事項証明書 (謄本)	個人事項証明書 (抄本)	手数料 当市は 450 円
	除 籍	全部事項証明書 (謄本)	個人事項証明書 (抄本)	手数料 当市は 750 円
	改製原	謄本	抄本	手数料 当市は 750 円
	その他	故人・相続人等 された戸籍謄・抄本を	の 通	が記載さ る
使いみち (提出先)				

※必ず故人・相続人等の本籍地に請求してください。（請求する前に本籍地に電話等でお問い合わせください。）

※私は、交付手数料（定額小為替）円・返信用切手円を同封しました。

ご遺族メモ 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

発 行 四街道市役所総務部窓口サービス課

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 令和6年7月発行

●本冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。

●広告主及び広告内容を四街道市が推奨するものではありません。
広告に関するお問い合わせは、直接広告主にお問い合わせください。

●手続きに関するお問い合わせは、各担当窓口までお問い合わせください。

※記載内容は、令和6年7月現在のものです。発行後、制度改正などにより、内容が変更になる場合もありますのでご了承ください。

